

奨学金申請内容のチェック用紙

学籍番号

氏名 (フリガナ)

以下のうち、該当する項目に☑を入れてください。

※ (1)、(3)、(4) は全員必須で☑を入れてください。

(1) 現在、日本学生支援機構の第一種奨学金を利用していますか？

はい → (3)、(4)、次頁 (5) へ

いいえ → 下記 (2) へ

(2) 今回、給付奨学金と併せて日本学生支援機構の第一種奨学金を新規申請しますか？

はい → (3)、(4)、次頁 (5) へ

いいえ → (3)、(4) へ

(3) 修業年限内で卒業予定ですか？

はい

いいえ → 給付奨学金を申し込むことができません。

(4) 高校を卒業して2年以内に本学に入学していますか？

はい

いいえ → 給付奨学金を申し込むことができません。

(5) 給付奨学金と第一種奨学金を併願する方へ（併用予定も含む。）

どちらも採用となった場合、併給調整で第一種奨学金の月額が減額されることを理解していますか？

はい

いいえ →次頁 (6) へ

【併給調整について】

給付奨学金と第一種奨学金はいずれも国費を財源としていることから、併給するときの貸与月額の上限が決められています。

併給調整の第一種奨学金の月額詳細は以下のとおりです。

区分		第1区分	第2区分	第3区分
国公立	自宅	0	0	20,300
	自宅外	0	0	13,800

【注意！】

給付奨学金は卒業まで受け取りが続く保証はありません。

毎年夏の家計の再審査（区分見直し）や、毎年度末の適格認定（学業成績）で、支援区分が変わったり、支援「対象外」や「廃止」となったりする可能性があります。

給付奨学金は授業料免除とも連動しているので、対象外や廃止となると、授業料も全額支払いが必要になります。

給付奨学金が支援対象外や廃止等になった際、第一種奨学金が「継続」の場合は、併給調整が解除され、第一種奨学金の月額が復活して振り込まれることになります。

なお、第二種奨学金（有利子）は併給調整等の制限はありません。

(6) 有利子の第二種奨学金を併願しますか？

はい →貸与奨学金の申請書類も準備してください。

いいえ